

介護保険制度が改正さ

介護サービス利用料（利用者負担）などの変更

*掲載内容は、2月20日時点の情報に基づいています。

平成27年4月～

介護サービスにかかる費用（介護報酬）が変わります

介護保険制度では、介護サービス事業者に支払われる介護報酬が3年ごとに改定され、介護サービスにかかる費用が変わります。

27年4月からは、基本報酬が引き下げられる一方、認知症の方などをより手厚く介護するための加算が付けられる見込みです。この介護報酬の変更に伴って、皆さんが介護サービスを利用した場合に支払う自己負担額も変更されます。詳細な自己負担額については、ケアマネジャーまたは介護サービス事業者にお問い合わせください。

【問合せ】介護保険課給付・事業者指導担当 ☎5608-6149

27年8月～

住民税非課税世帯の方などの介護サービス費等の給付要件が変わります

住民税非課税世帯の方が、特別養護老人ホーム等の施設サービスやショートステイを利用するときの食費・居住費を軽減するために支給される、「特定入所者介護サービス費」等の給付要件に、資産等の状況が加味されます。住民税非課税世帯であっても、次の要件に当てはまる方は給付対象とはなりません。なお、現在「負担限度額認定証」をお持ちの方には、5月中に案内を送付します。

《対象とならない方》

▶別世帯の配偶者が住民税課税者である場合（特別養護老人ホーム等と自宅に別々に住民登録している夫婦など）

▶預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円を超える場合

【問合せ】介護保険課給付・事業者指導担当 ☎5608-6149

27年8月～

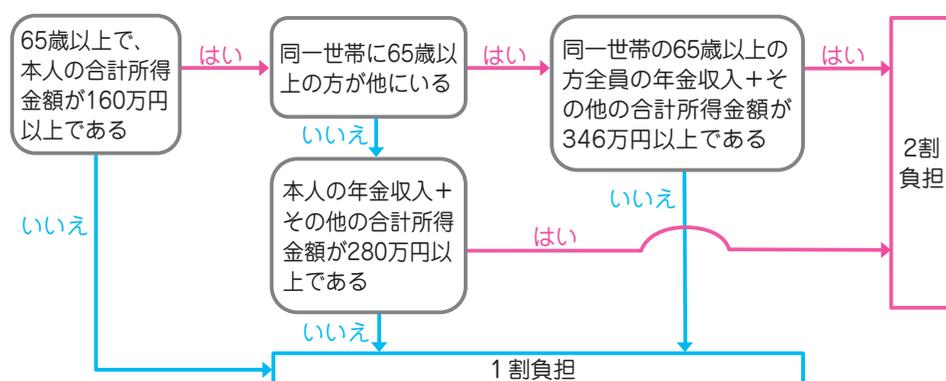
一定以上の所得がある方の利用者負担割合が2割になります

介護サービスを利用する際の利用者負担割合は、これまで一律1割でしたが、一定以上の所得がある65歳以上の方については、2割となります。ただし、介護サービス費の自己負担額が上限額(月額)を超えた場合は、「高額介護サービス費」として後から支給されるので、2割負担となる方全員の負担額が2倍になるわけではありません。

要介護・要支援の認定を受けている方には、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中にお送りします。なお、65歳未満の方の負担割合は、これまでどおり全員1割です。

【問合せ】介護保険課給付・事業者指導担当 ☎5608-6149

あなたの負担割合は？



- ① 「本人の合計所得」とは、前年の収入額から、公的年金控除・給与所得控除・必要経費などを差し引いた額です。
- ② 「その他の合計所得」とは、年金を含まない合計所得の額です。

27年8月～

介護サービス費などの自己負担額が高額になったときの上限額が見直されます

■高額介護サービス費の上限額

同じ月に支払った介護サービス費の自己負担額が上限額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の区分に、「現役並み所得者」（同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる世帯）が追加されます（右表参照）。ただし、同一世帯の65歳以上の方の収入の合計が、単身世帯で383万円未満、2人以上の世帯で520万円未満の場合は、申請により上限額が3万7200円になります。この制度の対象となる方には申請書をお送りします。

■高額医療合算介護サービス費の上限額

70歳未満の方がいる世帯については、年間に支払った介護サービス費と医療費の合計自己負担額が上限額を超えたときに支給される「高額医療合算介護サービス費」の上限額が変更されます。合計自己負担額は、8月～翌年7月分で計算するため、支給対象となる方については、29年2月ごろに通知する予定です。

【問合せ】介護保険課給付・事業者指導担当 ☎5608-6149

高額介護サービス費の上限額(変更前)

区分	上限額(月額)
一般	3万7200円(世帯)
住民税非課税	2万4600円(世帯)
年金収入80万円以下等	1万5000円(個人)



高額介護サービス費の上限額(変更後)

区分	上限額(月額)
現役並み所得者	4万4400円(世帯)
一般	3万7200円(世帯)
住民税非課税	2万4600円(世帯)
年金収入80万円以下等	1万5000円(個人)

れます

平成27年4月以降、介護保険制度の内容が順次変わります。これにより、介護・医療・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを途切れることなく受けられる「地域包括ケアシステムの構築」と、今後の介護保険料の上昇を抑えるための「費用負担の公平化」をめざします。2・3面では、改正内容の概要についてお知らせします。

サービス利用に関わる変更

平成27年4月～

特別養護老人ホームの入所基準

特別養護老人ホームへの新規入所は、やむを得ない事情で入所する方を除き、原則として要介護3以上の方が対象となります。

これは、施設の数に限られる中、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能を重視し、より必要性の高い方が入所しやすくなるためのものです。

【問合せ】高齢者福祉課相談係 ☎5608-6171

要介護3以上でなくても入所できる方

■27年3月31日までに入所した方

- ▶既に入所している要介護1・2の方
- ▶既に入所している要介護3～5の方で、要介護1・2に改善した方



■27年4月1日以降に入所した方

- ▶要介護1・2の方で、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる方
- ▶入所時には要介護3～5であった方で、入所後に要介護1・2に改善し、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が困難であると認められる方

28年4月～

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者の「訪問介護」、「通所介護」は、区が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業の中の「訪問型サービス」、「通所型サービス」へと、位置付けが変わります。この新事業には、介護サービス事業者以外の事業者やボランティア等が実施する生活支援サービスなどもあり、これまで以上に多様なサービスの中から選択できるようになります。また、地域における介護予防の取組の支援や機能強化を進めます。

【問合せ】高齢者福祉課相談係 ☎5608-6178

介護予防給付（要支援1・2）

訪問看護・福祉用具等

訪問介護・通所介護

介護予防給付（訪問看護・福祉用具等）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

●介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

通所型サービス

生活支援サービス

→要支援1・2、基本チェックリスト該当者

●一般介護予防事業

→全高齢者

介護予防事業

●元気応援高齢者事業

→基本チェックリスト該当者

●一次予防事業

→全高齢者

●基本チェックリスト…運動機能、栄養状態、^{こうくう}口腔機能、認知機能、閉じこもり、うつに関する25項目の質問表

がんばっています！介護予防



「次は、すねの筋肉を鍛えます。椅子に座ったままつま先を上げましょう。」—本所地域プラザ（本所1-13-4）で開催されている「街なか体操教室」では、高齢者が転倒予防や筋力アップに役立つ体操に励んでいます。本所地域プラザで指導に当たる、同愛高齢者支援総合センターの看護師・宇野みどりさんは「“体操”と名のつく教室は人気が高いです。“地域で健やかに楽しく暮らすためには、日ごろの運動が必要”と感じている方が多いことの現れではないでしょうか」と話しています。

今回の介護保険制度の改正の目的にも、「高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるようにすること」が挙げられています。今後、高齢化がますます進む中では、介護が必要な状態になった



宇野みどりさん

後のケアを充実させることはもちろん、要介護状態にならないための介護予防の取組が大切になります。宇野さんは、「介護予防の取組を広げるには、地域の方が自主的に活動できる場を増やすことが大切だと思います。教室修了後、受講者が自主的に活動している例もありますが、こうした動きがもっと広がるといいですね。」と期待しています。



河井世生さん

区内で行われる介護予防

のための教室等では、講習を受けた区民からなる「介護予防サポーター」が運営を補助しています。サポーターのひとり、河井世生さんは「教室に来る方は、みんな一生懸命です。今は、女性の参加が目立ちますが、男性にももっと参加してほしいですね。男性である私がサポーターとして活動することで、参加しやすくなればうれしいです。」と話してくれました。

健康の維持・向上には、日ごろの継続的な活動が欠かせません。あなたの近くでも、介護予防のための取組が行われています。いつまでも健やかに過ごすため、今から始めましょう！

